

2016年4月

各種財産の共同相続と相続法の改正について

最新の判例において、委託者指図型投資信託受益権や個人向け国債が共同相続された場合、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないと判断されたことを皮切りに（最判平成26年2月25日民集68巻2号173頁）、各種財産の共同相続において相続人が取得する権利等の帰趨につき注目がなされています。他方、裁判例によれば各種財産の性質によって結論等が異なっており、判例法理は複雑なものともいえます。

そこで、本稿では、共同相続された場合の帰趨につき財産の種類ごとに分類して説明するとともに、現在、法制審議会民法（相続関係）部会で議論されている相続法の改正内容も踏まえて、金融機関や株式等発行会社など関係当事者に求められる対応についてわかりやすく解説します。

1 はじめに～共同相続の原則

民法898条は「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」と定めており、かつ、同法899条は、「各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する」と定めています。この点、相続財産の「共有」とは、民法249条以下に規定する「共有」とその性質を異にするものでないと解されているところ（最判昭和30年5月31日民集9巻6号793頁）、まず、最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁は、相続財産中の可分債権は法律上当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継すると判断しています。そのため、可分債権であれば、遺産分割の対象とならず、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割して承継されることとなりますが、その他の財産権の中には、相続によって当然に分割されないもの（共有となるもの）も存在します。

そこで、どのような財産が「当然に分割される財産」に該当するのかが問題となります。

2 各種財産と共同相続

(1) 預貯金

i 普通預金・通常貯金

まず、上述のとおり、前掲最判昭和29年4月8日は、相続財産中の可分債権は当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するとしています。

そして、普通預金・通常貯金は、金融機関に対する可分債権と評価できるため、原則として、共同相続人に分割承継され、各相続人は自己の法定相続分に応じて普通預金・通常貯金の払戻しが受けられるということになりますⁱ。もっとも、金融機関は、後日、相続人間のトラブルに巻き込まれないようにするため、まずは被相続人が亡くなった場合、被相続人名義の預貯金口座を凍結し、各相続人が自由に普通預金や通常貯金を引き出せないようにしている例が多く、実務上は、普通預金・通常貯金につき、相続分に応じて当然に分割されないと考えた場合に近い運用がなされているともいえます^{ii・iii}。とはいえ、このような実務上の運用は上記判例に必ずしも従ったものではなく、相続人が自己の法定相続分に相当する普通預金・通常貯金の払戻しを求めた場合に、金融機関がこれに応じなければ債務不履行や不法行為と評価されうることには留意が必要です^{iv}。

ところで、最判平成4年4月10日家月44巻8号16頁は、被相続人から相続した現金は共同相続人の共有になるものの、相続分に応じて当然に分割されるものではないとしています。では、被相続人Aの現金を管理している相続人Bが、相続開始後に当該現金を「A遺産管理人B」名義で金融機関に普通預金口座を開設して預金した場合、当該預金債権は相続人にどのように帰属するのでしょうか。現

【監修者】パートナー弁護士 堀野 桂子

http://www.kitahama.or.jp/lawyers/detail.php?contents_id=YO20131105000000065

【執筆者】弁護士 太田 慎也

http://www.kitahama.or.jp/lawyers/detail.php?contents_id=YO20131118161555414

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニュースレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130・9550

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991<http://www.kitahama.or.jp/>

金は相続開始時に相続分に応じて当然に分割されるものではない一方で、普通預金・通常貯金は相続開始時に当然に相続分に応じて分割される性質のものであると解されているため、当該預金債権も相続分に応じて当然に分割されることになるようにも考えられますが、現金を銀行に預け入れることによって、その性質が変容すると捉えるべきではないとして、相続した現金を普通預金口座に預け入れた場合であっても、当然に相続分に応じて分割されることにはならないと解されています^v。したがって、金融機関としては、通常の普通預金・通常貯金の場合との差異に留意して対応する必要があるといえるでしょう。

ii 定期預金

次に、定期預金について検討するに、定期預金はその払戻しを受けるにあたって「解約」が必要になるところ、民法 544 条 1 項は「当事者の一方が数人ある場合には、契約の解除は、その全員から又は全員に対してのみ、することができる」と規定していることから（解除権不可分の原則）、定期預金の払戻しは、共同相続人全員によって行う必要があるようにも考えられます。

しかしながら、山口地下関支判平成 22 年 3 月 11 日判タ 1333 号 193 頁は、定期預金については解除不可分の原則の適用を欠くとして、相続人が 1 人で解約権を行使することも可能であると判断しています。解除権不可分の原則の趣旨は、「もし、一方当事者が複数人である場合、各別的に解除を認めると、該当者については、遡及的に契約が消滅し、他の者については、契約が依然存続することとなり、これは法律関係を複雑化させ、實際上不便であるという点にある」ところ、「預金債権も可分債権であり、定期預金債権も同様である」から、「相続と同時に分割されるものである以上、その分割された定期預金について、その相続人が解約権を行使するのであれば、その分割された定期預金は解約されるのであり、解約権を行使しない相続人が取得する定期預金については解約されないものであり、そうであれば、何ら、法律関係は複雑化しない」と判示しています。

地裁判決ではありますが、この裁判例によれば、相続人が自己の相続分に相当する定期預金の払戻しを求めた場合には、普通預貯金と同様、金融機関としては、法定相続分に相当する金額の払戻しも視野に入れて対応するべきということになります。

iii 定額郵便貯金

他方で、旧郵便貯金法上の「定額郵便貯金」債権については、同法上、一定の据置期間中は分割払戻

しをしないとの条件で一定の金額を一時に預入するものと定められており（同法 7 条 1 項 3 号）、預入金額も一定の金額に限定されていることから（同条 2 項、旧郵便貯金規則 83 条の 11）、同法は同債権の分割を許容するものでないとして、相続開始と同時に相続分に応じて当然に分割されるものではないと解されていました（最判平成 22 年 10 月 8 日民集 64 卷 7 号 1719 頁）^{vi}。そこで、相続人が自己の相続分に相当する「定額郵便貯金」の払戻しを求めてきたとしても、郵便局としては、それを拒むことができました。

では、現行のゆうちょ銀行における「定額貯金」も同様と解してよいのでしょうか。この点、ゆうちょ銀行における「定額貯金」は、据置期間の 6 か月を経過すれば、いつでも預入時の口数単位で払い戻すことができるとされており、「定額郵便貯金」とは条件が異なるため、前掲最判平成 22 年 10 月 8 日の法理をそのまま当てはめることはできないともいえそうです。他方で、「定額貯金」の払戻しも口数単位に限定されているということから、1 単位未満の権利行使が認められていないことを理由に個人向け国債は相続開始と同時に相続分に応じて当然に分割されるものではないと判断した後掲最判平成 26 年 2 月 25 日と同様、相続開始と同時に相続分に応じて当然に分割されることはないとも考えられ^{vii}、解釈に争いがあることから、今後の議論の集積が俟たれます。

(2) 株式

i 共同相続の場合

次に、株式について検討します。株式とは、株主たる地位において会社に対して有する法律上の地位をいうところ、株主は、会社に対して、剰余金の配当を受ける権利（会社法 105 条 1 項 1 号）、残余財産の分配を受ける権利（同項 2 号）などのいわゆる自益権と、株主総会における議決権（同項 3 号）などのいわゆる共益権を有する法律上の地位であると解されています（最判昭和 45 年 7 月 15 日民集 24 卷 7 号 80 頁）。そして、最判昭和 45 年 1 月 22 日民集 24 卷 1 号 1 頁は、株式の共同相続において、株式に含まれる権利の内容及び性質に照らし、相続開始と同時に相続分に応じて分割されるものではないと判示しています。

これら判例法理は、株式会社は勿論のこと、株式会社から委託を受けた株主名簿管理人たる信託銀行や証券代行会社も前提知識として理解しておくべきでしょう。

ii 議決権行使の方法（会社法 106 条本文）

では、共同相続後であって遺産分割前に、当該株式の発行会社である株式会社において株主総会が開催された場合、相続人が株主総会で議決権を行使するためにどのような手続をとる必要があるのでしょうか。

この点、会社法 106 条本文は「株式が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該株式についての権利を行使する者一人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該株式についての権利を行使することができない」と定めています。そのため、共同相続人としては、当該株式について権利を行使する相続人を 1 人定め、株式会社に、その者の氏名又は名称を通知する必要があります。

iii 会社法 106 条但書について

ところで、会社法 106 条ただし書は、「ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない」と定めています。本ただし書を文言通りに読むと、当該株式について権利を行使する者を共同相続人間で定めていない場合でも、株式会社が、特定の相続人が当該株式に基づき権利を行使することに同意すれば、当該特定の相続人による権利行使が適法と認められるようにも考えられます。しかしながら、この点につき、最判平成 27 年 2 月 19 日金法 1467 号 10 頁は「共有に属する株式について会社法 106 条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたまま当該株式についての権利が行使された場合において、当該権利の行使が民法の共有に関する規定に従ったものでないときは、株式会社が同条ただし書の同意をしても、当該権利の行使は、適法となるものではない」と判断しました。すなわち、会社法 106 条ただし書に規定された株式会社の同意は、民法の共有に関する規定に従った権利行使がなされることを前提に機能するということが判示したのです。

では、民法の共有に関する規定に従って権利を行使するためには、どのような手続を経る必要があるのでしょうか。この点、前掲最判平成 27 年 2 月 19 日は、続けて「共有に属する株式についての議決権の行使は、当該議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなど特段の事情のない限り^{viii}、株式の管理に関する行為として、民法 252 条本文により、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられる」としています。すなわち、議決権の行使は、原則として共有物の「管理」行為であり、各共同相続人の持分の価格に従い、その過半数で決する必要があるということになります^{ix}。これに対し、「議決権の行使

をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなど特段の事情」がある場合には、共有物の「変更」行為に該当し、その議決権行使には全共同相続人の同意が必要となります。

したがって、株式の共同相続人や株主総会を主催する株式会社としては、前掲最判平成 27 年 2 月 19 日を理解し、議案によって共同相続人の議決権行使の方法が異なる場合があることを把握しておく必要があるといえるでしょう。

(3) 個人向け国債

国債は、国が発行する債券であり、個人向け国債は、当該個人の国に対する金銭債権と評価できます。そうだとすれば、可分債権に関する前掲最判昭和 29 年 4 月 8 日からして、相続分に依りて当然に分割されることになりそうです。

しかし、最判平成 26 年 2 月 25 日民集 68 巻 2 号 173 頁は、「個人向け国債の額面金額の最低額は 1 万円とされ、その権利の帰属を定めることとなる社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録は、上記最低額の整数倍の金額によるものとされており（個人向け国債の発行等に関する省令 3 条）、取扱機関の買取りにより行われる個人向け国債の中途換金（同令 6 条）も、上記金額を基準として行われるものと解される。そうすると、個人向け国債は、法令上、一定額をもって権利の単位が定められ、1 単位未満での権利行使が予定されていないものというべきであり、このような個人向け国債の内容及び性質に照らせば、相続開始と同時に当然に相続分に依りて分割されることはない」としました。このように、国債は制度上 1 単位未満の権利行使が予定されていないということも理由に、当然分割を否定したのです。

そのため、金融機関としては、遺産分割前に、相続人の 1 人が、国債を相続したとして、相続分に依りた利子の支払を求めたり、中途換金を求めたりしたとしても、これに依りることはできないという結論になります。

(4) 社債

それでは、社債はどうでしょうか。社債も、会社に対する金銭債権であるため、相続開始と同時に、相続分に依りて当然に分割されるようにも思えます。

しかしながら、社債は、純粋な金銭債権ではなく、社債権者集会在が組織され（会社法 715 条）、社債権者はそこで議決権を有します（同法 723 条）。このような社債の性質は、自益権と共益権の側面を有する株式に近いとも評価できます。したがって、相続開始と同時に、相続分に依りて当然に分割されるものではないと考えられています。

なお、社債にも、株式に関する会社法 106 条に類似する規定があります（会社法 686 条）。そのため、社債を共有する者の権利行使についても、前掲平成 27 年 2 月 19 日の考え方が妥当するのではないかと考えられます。そこで、社債管理者たる銀行、信託銀行等（会社法 703 条）としては、以上の法理について十分理解しておく必要があるといえます。

(5) 投資信託受益権

i 委託者指図型投資信託受益権

前掲最判平成 26 年 2 月 25 日は、委託者指図型投資信託受益権に関し、「この投資信託受益権は、口数を単位とするものであって、その内容として、法令上、償還金請求権及び収益分配請求権（投資信託及び投資法人に関する法律 6 条 3 項）という金銭支払請求権のほか、信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権（同法 15 条 2 項）等の委託者に対する監督的機能を有する権利が規定されており、可分給付を目的とする権利でないものが含まれている。このような上記投資信託受益権に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された上記等信託受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない」としています。したがって、委託者指図型投資信託は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるものではなく、遺産分割の対象になることとなります。

そして、これを前提として、共同相続された委託者指図型投資信託受益権の権利行使につき検討するに、相続開始後に委託者指図型投資信託受益権から発生した元本償還金や収益分配金が被相続人名義の口座に振り込まれた場合、それは可分債権となり、当然に分割されるようにも考えられます。しかし、最判平成 26 年 12 月 12 日判時 2251 号 35 頁によれば、「元本償還金又は収益分配金の交付を受ける権利は上記受益権の内容を構成するものであるから、共同相続された上記受益権につき、相続開始後に元本償還金又は収益分配金が発生し、それが預り金として上記受益権の販売会社における被相続人名義の口座に入金された場合にも、上記預り金の返還を求める債権は当然に相続分に応じて分割されることはなく、共同相続人の 1 人は、上記販売会社に対し、自己の相続分に相当する金員の支払を請求することができないというべきである」と判示しています。つまり、委託者指図型投資信託受益権が金銭債権に形を変えたとしても、なお相続開始時に相続分に応じて当然分割されるものではないという性質は残ることとなり、遺産分割前に、相続人単独による権利行使は認められないこととなります⁸。

ii 委託者非指図型投資信託受益権

では、委託者非指図型投資信託受益権の場合はどうでしょうか。前掲最判平成 26 年 2 月 25 日は、この点については触れていません。

この点、前掲最判平成 26 年 2 月 25 日において指摘されている、投信法 6 条 3 項、15 条 2 項は、委託者非指図型投資信託受益権には準用されていません（投信法 54 条 1 項参照）。そのため、委託者非指図型投資信託受益権が、共同相続の場合にどのように扱われるかについて、一概には判断し難いところですが、口数を単位とするものであれば、共同相続の場合に、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない⁹と解される可能性は高くなるものと考えられます。

iii 外国投資信託受益権

同じく前掲最判平成 26 年 2 月 25 日は、「外国投資信託は、外国において外国の法令に基づいて設定された信託で、投資信託に類するものであり（投資信託及び投資法人に関する法律 2 条 22 項）、上記投資信託受益権の内容は、必ずしも明らかではない。しかし、外国投資信託が同法に基づき設定される投資信託に類するものであることからすれば、上記投資信託受益権についても、委託者指図型投資信託に係る信託契約に基づく受益権と同様、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものとする余地が十分にある」としています。

そのため、共同相続の場面において、外国投資信託がどのように扱われるのかについては、当該外国投資信託の具体的な性質によって異なるものと考えられます。

iv 小括

委託者指図型投資信託に関する前掲最判平成 26 年 2 月 25 日の判示からして、相続開始と同時に相続分に応じて当然分割されるものではないという性質は、投資信託一般に通じるものではないといえます。そのため、投資信託を取り扱う金融機関としては、当該投資信託受益権者に認められる権利の内容・性質や、投資信託受益権の最小単位に着目し、共同相続の場合に、具体的にどのように扱われるかについて検討しておく必要があるものと思われます^x。もともと、とりあえずは、投資信託受益権者につき共同相続が生じた場合において、遺産分割前に、各相続人が単独で元本償還請求権や収益配当請求権を行使することはできない旨を金融機関において定めておくことが考えられます^{xii}。

3 最後に

以上、各種財産が共同相続された場合の帰結について検討をしてきました。

お気づきのとおり、相続開始と同時に相続分に応じて当然に分割承継されるのは普通預金・通常貯金くらいであって、むしろ遺産分割の対象とならないことには批判がされてきたところでした。そこで、平成 27 年 4 月 21 日から開催された法制審議会民法（相続関係）部会では、預貯金等の可分債権の取扱いにつき見直しが検討されています。具体的には、現在、甲案、乙案が提案されており、いずれも可分債権を遺産分割の対象に含め、法定相続分を超える割合の可分債権を取得したときには第三者対抗要件を取得せねばこれを対抗できないとしつつ、①遺産分割前であっても単独で法定相続分に応じて承継した債権につき行使できるとしながら具体的相続分の算定と分配において当該行使によって弁済を受けた額を調整するという案（甲案）と、②相続人全員の同意がある場合を除き可分債権を行使することはできないとする案（乙案）が検討されており^{xiii}、今後の審議の経緯が注目されるところです。

いずれにしても相続は、身近に起こり得るものであり、各財産がどのように相続人に承継されるかについては、理解して対応することが必要です。

以上

つき、相続人の 1 人による普通預金の払戻請求に金融機関が拒絶をしたことに不法行為が成立するとした裁判例もあります（大阪高裁平成 26 年 3 月 20 日金融商事判例 1472 号 22 頁）。

^v 本文記載の事例は、前掲最判平成 4 年 4 月 10 日の事案になります。原審である東京高判昭和 63 年 12 月 21 日判タ 705 号 254 頁は、C₁らは「本件現金（たとえ、相続開始後現金が金融機関に預けられ預金化されても、相続開始時にさかのぼって金銭債権となるものではない。）に関し、法定相続分に応じた金員の引渡しを求めることはできない。」としています（※下線は筆者によるもの。）。

^{vi} 郵便貯金法は現在廃止されていますが（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」といいます。）2 条 1 号）、整備法の施行の際現に存する定額郵便貯金については、旧郵便貯金法上の規定が、一部を除き、なおその効力を有するとされています（整備法附則 5 条 1 項 3 号）。それゆえ、相続時における定額郵便貯金の取扱いについては、郵便貯金法の廃止後も変わらないものと解されます。

^{vii} 平林美紀「共同相続された委託者指図型投資信託受益権及び個人向け国債の当然分割（否定）」私法判例リマックス 50（2015<上>）72 頁

^{viii} 「特段の事情」の具体的内容については、今後事例の集積が待たれることとなります。とりあえずは、「議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになる」かが、一つの基準になると思われます（もともと、保存行為に当たる場合をあえて排除するものではありません。）。

^{ix} 前掲最判平成 27 年 2 月 19 日で議決権行使の対象となった議案は、①取締役の選任、②代表取締役の選任、並びに③本人の所在地を変更する旨の定款の変更及び本店の移転であり、これらが可決されることにより直ちに株式が処分され、又はその内容が変更されるなどの特段の事情は認められませんでした。

^x かかる結論から、分配金や償還金が被相続人名義の口座に入金された場合、可分債権となる普通預金部分とそうでない部分が生じると評価できます。

^{xi} この点、換価時期選択の自由が保障され、普通預金類似の機能を持つような投資信託については、当然分割帰属が認められるべきではないかとする見解もあります（中田裕康「投資信託の共同相続」現代民事判例研究会編『民事判例Ⅳ 2012 年後期』17～19 頁）。

^{xii} 勿論、相続開始と同時に、相続分に応じて当然分割されるような性質の投資信託なのであれば、注 v からして、かかる定めを設けても、結局は、相続人による単独の権利行使が認められる可能性があります。もともと、かかる定めを設けることにより、未然に紛争の発生が抑制される可能性はあります。

^{xiii} 法制審議会民法（相続関係）部会第 9 回会議（平成 28 年 1 月 19 日）部会・資料 9（<http://www.moj.go.jp/content/001172185.pdf>）。

ⁱ なお、相続開始後に付された預金利息については、当然に相続分に応じて承継した預金債権につき発生するものであって、遺産とは別個の財産というべきであり、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として取得することになるものと考えられます（最判平成 17 年 9 月 8 日民集 59 卷 7 号 1931 頁参照）。

ⁱⁱ 例えば、①遺言がある場合、②遺産分割協議の対象とされる場合、③具体的相続分（特別受益・寄与分）主張がある場合、④死亡後の入出金がある場合、⑤預金債権の相続財産への帰属が争われる場合など、法定相続分に従って払戻しを行うと、金融機関は後日に二重払いリスクを負うことになるため、金融機関が①から⑤につき善意無過失であって準占有者弁済の規定（民法 478 条）によって免責されると判断できない場合には、相続人全員の署名押印を求める実務慣行があると指摘されています（法制審議会（相続関係）・浅田隆委員「預金債権の可分性の見直しに関する銀行実務の観点からの検討」）。

ⁱⁱⁱ 金融機関としては、相続人間のトラブルに巻き込まれないようにするため、弁済供託をすることができないかということが問題となりますが、相続人の持分が不明であることを理由に、債権者不確知による弁済供託をすることはできないとされています（昭和 47 年度全国会同決議 6 問『供託関係先例集(5)』244 頁）。

^{iv} 共同相続人の 1 人が、一定の根拠を示して預金の払戻しを請求した場合には、金融機関としてはその者の法定相続分の払戻しに応じるべきとした裁判例があります（東京地判平成 8 年 2 月 23 日民法 1445 号 60 頁）。また、預金を遺産分割の対象から除外するとその審判に基づき遺産分割がなされたときに、当該除外された預金に

当事務所では、従来型の融資案件のみならず、資産流動化や不動産投資私募基金、VC・ファイナンス、種類株式等を利用したエクイティ・ファイナンス、メザニン・ファイナンス、事業再生案件におけるDESやDDS、エグジット・ファイナンス等の幅広いファイナンス分野において、法的助言・分析・評価、ストラクチャー組成、SPV設立、ドキュメンテーション、債権回収、交渉・裁判対応、業規制に関する行政対応・検査対応等の業務を行っております。

本ニュースレターは、これらの業務に携わっている当事務所所属の弁護士が執筆者となり、ファイナンス法に関する新しい情報を発信するものです。皆様の日々の業務に、ぜひご活用ください。

ファイナンス・プラクティスチーム（担当パートナー 中森 亘／谷口明史／堀野桂子）